

<p>I1-052 □□□</p>	<p>【民事訴訟法／準備書面】</p> <p>準備書面とは、当事者が(①)における陳述の内容を予め準備する書面のことである。「準備書面」という標題は不要であり、訴状も要件を満たす部分については準備書面となる。また、被告が提出する(②)も準備書面となる。</p> <p>準備書面を提出しただけでは、原則としてその記載内容を(③)したことにはならない。</p>	<p>①口頭弁論 ②答弁書 ③陳述</p>
<p>I1-053 □□□</p>	<p>【民事訴訟法／準備書面】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①口頭弁論は、書面で準備しなければならない。</p> <p>②相手方が在廷していない口頭弁論においては、準備書面に記載した事実でなければ、主張することができない。</p>	<div style="background-color: #cccccc; text-align: center; padding: 20px; font-size: 2em; font-weight: bold;">SAMPLE</div> <p style="text-align: center;">第9回(特許)問15に関連</p>
<p>I1-054 □□□</p>	<p>【民事訴訟法／準備書面】</p> <p>(①)は、書面で準備しなければならない。準備書面には、次の事項を記載する。1) (②)または(③)の方法。2)相手方の(④)および(⑤)は(③)の方法に対する(⑤)。</p> <p>相手方が在廷していない(①)においては、書面に記載した事項でなければ、(⑥)することができない。</p>	<div style="background-color: #cccccc; text-align: center; padding: 20px; font-size: 2em; font-weight: bold;">SAMPLE</div>
<p>I1-055 □□□</p>	<p>【民事訴訟法／準備書面・答弁書】</p> <p>準備書面において相手方の主張する事実を否定する場合には、その(①)を記載しなければならない。</p> <p>答弁書には、(②)に対する答弁を記載するほか、訴状に記載された事実に対する(③)および抗弁事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なものおよび(④)を記載しなければならない。</p>	<p>①理由 ②請求の趣旨 ③認否 ④証拠 (民訴規則80条)</p>